

## 第5章 基本計画

### 第7節 「ひと」と「まち」の将来に責任を持つ市役所

## 総合計画改訂 新旧対照表（第7節「ひと」と「まち」の将来に責任を持つ市役所）

現行計画	改訂案
第7節 「ひと」と「まち」の将来に責任を持つ市役所	第7節 「ひと」と「まち」の将来に責任を持つ市役所
第1項 「ひと」と「市役所」の新しい関係を築く	第1項 「ひと」と「市役所」の新しい関係を築く
<b>現状と課題</b>	
<p><b>●市民参画と協働に向けた関係づくり</b></p> <p>持続可能なまちづくりのためには「ひと」が市の経営へ参画し、「市役所」が行政経営に責任を持つ存在として、互いに役割分担を明確にしながらか主張し認め合う、「新しい関係」を構築する必要があります。地域の活動（縦軸）と市民活動（横軸）の協働のネットワークを「まち」の中や市の経営で<b>生かす</b>ことができていません。</p> <p>これまでの直接的で要望対応型の市民と市役所の関係が、地域や各種団体の自立や主体性の成長を妨げてきたところもあり、多様な主体が地域の課題を協働により解決していくための、地域や団体をつなぐ機能の強化が求められます。特に、「ひと」の地域活動などを持続し連携させるための評価の仕組みが不十分です。</p> <p>市内の企業や団体、学校機関、金融機関や市外の大学などとの連携を進めていますが、まちづくりに<b>生か</b>していません。</p> <p>市民参画と協働のまちづくりを推進し、市民に開かれた行政を行うための、広聴・広報機能の充実、迅速な情報公開と共有が不十分です。公的サービスの内、「ひと」が「やるべきこと」「できること」をアウトソーシングするための、市役所の業務の精査や団体育成など基盤整備も進んでいません。</p>	<p><b>削除</b></p> <p>持続可能なまちづくりのためには「ひと」が市の経営へ参画し、「市役所」が行政経営に責任を持つ存在として、互いに役割分担を明確にしながらか主張し認め合う、「新しい関係」を構築する必要があります。地域の活動（縦軸）と市民活動（横軸）の協働のネットワークを「まち」の中や市の経営で<b>活かす</b>ことができていません。</p> <p>これまでの直接的で要望対応型の市民と市役所の関係が、地域や各種団体の自立や主体性の成長を妨げてきたところもあり、多様な主体が地域の課題を協働により解決していくための、地域や団体をつなぐ機能の強化が求められます。特に、「ひと」の地域活動などを持続し連携させるための評価の仕組みが不十分です。</p> <p>市内の企業や団体、学校機関、金融機関や市外の大学などとの連携を進めていますが、まちづくりに<b>活か</b>していません。</p> <p>市民参画と協働のまちづくりを推進し、市民に開かれた行政を行うための、広聴・広報機能の充実、迅速な情報公開と共有が不十分です。公的サービスの内、「ひと」が「やるべきこと」「できること」をアウトソーシングするための、市役所の業務の精査や団体育成など基盤整備も進んでいません。</p>
<b>施策の方向性と目標</b>	
<p>■まちづくりの方向性を共有し、「ひと」が政策を提案し一緒に実行する「ひと」と「市役所」の新しい関係づくりを進めるため、積極的な情報提供や発信を行うなど広聴・広報機能を充実させます。</p> <p>■行政情報だけでなく協働や市民活動の事例紹介も含め、質が高くわかりやすい情報を「ひと」と「市役所」が常に共有できる体制の整備を図ります。</p> <p>■これまでの「要望対応・課題解決型」の市の「運営」から、「ひと」の提案や意見を反映した「提案・価値創造型」の市の「経営」への転換を図ります。政策や計画の策定段階から事業実施や評価などあらゆる段階において「ひと」の積極的参画を推進する関係と仕組みを構築します。</p> <p>■市民活動団体や地域活動に対して、活動内容に応じた支援を行います。地域や団体などが、地域課題の解決や地域活性化の活動を自立的に運営し継続できるよう、コミュニティビジネス化などを支援していきます。</p> <p>■教育や福祉、産業などテーマ毎のNPO法人や市民活動団体、ボランティア団体を育成し、公的サービスの担い手としてアウトソーシングの受け皿になり、地域で活躍できるよう支援します。</p> <p>■<b>市民活動支援プラザ</b>は情報提供や交流の機会を広げるなど、各種団体間や「ひと」と「市役所」のつながりをつくる機能を強化し、連携・協働によるまちづくりを推進します。</p> <p>■地域通貨など、市や市役所の経営への参加を評価し、それを地域の活動へつなげるような仕組みを市民と一緒につくっていきます。</p> <p>■企業や大学、研究機関等とも積極的な連携を図り、「産学官金労言」による政策推進を図ります。</p>	<p><b>●市民参画と協働に向けた関係づくり</b></p> <p>■まちづくりの方向性を共有し、「ひと」が政策を提案し一緒に実行する「ひと」と「市役所」の新しい関係づくりを進めるため、積極的な情報提供や発信を行うなど広聴・広報機能を充実させます。</p> <p>■行政情報だけでなく協働や市民活動の事例紹介も含め、質が高くわかりやすい情報を「ひと」と「市役所」が常に共有できる体制の整備を図ります。</p> <p>■これまでの「要望対応・課題解決型」の市の「運営」から、「ひと」の提案や意見を反映した「提案・価値創造型」の市の「経営」への転換を図ります。政策や計画の策定段階から事業実施や評価などあらゆる段階において「ひと」の積極的参画を推進する関係と仕組みを構築します。</p> <p>■市民活動団体や地域活動に対して、活動内容に応じた支援を行います。地域や団体などが、地域課題の解決や地域活性化の活動を自立的に運営し継続できるよう、コミュニティビジネス化などを支援していきます。</p> <p>■教育や福祉、産業などテーマ毎のNPO法人や市民活動団体、ボランティア団体を育成し、公的サービスの担い手としてアウトソーシングの受け皿になり、地域で活躍できるよう支援します。</p> <p>■<b>交流定住センター</b>は情報提供や交流の機会を広げるなど、各種団体間や「ひと」と「市役所」のつながりをつくる機能を強化し、連携・協働によるまちづくりを推進します。</p> <p>■地域通貨など、市や市役所の経営への参加を評価し、それを地域の活動へつなげるような仕組みを市民と一緒につくっていきます。</p> <p>■企業や大学、研究機関等とも積極的な連携を図り、「産学官金労言」による政策推進を図ります。</p>

現行計画			改訂案		
ひとまち					
● 市民活動支援プラザを充実させる			● 交流定住センターを充実させる		
市役所					
実施のための政策体系					
交流定住推進計画	広聴広報基本方針（仮称）		交流定住推進計画	広聴広報基本計画	
連携する施策					
第2項 効率的に「市役所」を経営する			第2項 効率的に「市役所」を経営する		
現状と課題					
● 効率的な「市役所」の経営			削除		
<p>「行政改革（量的改革）」から「行政経営（質的向上）」に取り組みましたが、職員の意識転換や体制の整備が不十分です。人口減少の一方で、地方分権の進展や市民ニーズの多様化・複雑化などに伴い市役所の業務量は減少していません。「市役所」が担う事業や業務について、「市役所」が「やるべきこと」「できること」と「ひと」が「やるべきこと」「できること」を十分に精査することが課題です。特に、社会状況の変化に対応していない市民サービスや業務はないかの精査は、喫緊に取り組みなくてはなりません。「ひと」が「やるべきこと」「できること」のアウトソーシングも不十分です。政策目的を達成するための行政評価（CAPD）の実施と情報開示が不十分で、市民に説明し理解を求める取り組みが不足しています。特別会計事業と地方公営企業の経営健全化を進めてきましたが、一般会計からの基準外繰入金金の圧縮など自立した経営に向けての取り組みが進んでいません。</p>			<p>「行政改革（量的改革）」から「行政経営（質的向上）」に取り組みましたが、職員の意識転換や体制の整備が不十分です。人口減少の一方で、地方分権の進展や市民ニーズの多様化・複雑化などに伴い市役所の業務量は減少していません。「市役所」が担う事業や業務について、「市役所」が「やるべきこと」「できること」と「ひと」が「やるべきこと」「できること」を十分に精査することが課題です。特に、社会状況の変化に対応できていない市民サービスや業務はないかの精査は、喫緊に取り組みなくてはなりません。「ひと」が「やるべきこと」「できること」のアウトソーシング、デジタル化も不十分です。政策目的を達成するための行政評価（CAPD）の実施と情報開示が不十分で、市民に説明し理解を求める取り組みが不足しています。特別会計事業と地方公営企業の経営健全化を進めてきましたが、一般会計からの基準外繰入金金の圧縮など自立した経営に向けての取り組みが進んでいません。</p>		
● 社会資本・公共施設マネジメント			削除		
● 有機的・機動的でコンパクトな組織づくりと効率的な人材育成			削除		
施策の方向性と目標					
			● 効率的な「市役所」の経営		
			● 社会資本・公共施設マネジメント		
<p>■ 人口や財政規模に応じた質・量ともに適正な公共施設配置を行い、上質で成熟した「まち」に相応しい効率的で魅力的な施設経営と財産活用を目指し、ファシリティマネジメント推進体制を構築します。</p> <p>■ 今後の公共施設の更新問題に対応するため、新設から維持に考え方を転換し、適正な質の維持と長寿命化に向けた取り組みを進めます。</p>			<p>■ 人口や財政規模に応じた質・量ともに適正な公共施設再配置を行い、上質で成熟した「まち」に相応しい効率的で持続可能な施設経営と財産活用を目指し、ファシリティマネジメント推進体制を構築します。</p> <p>■ 今後の社会資本・公共施設の更新問題に対応するため、新設から適正管理維持に考え方を転換し、適正な質の維持と長寿命化に向けた取り組みを進めます。</p>		
			● 有機的・機動的でコンパクトな組織づくりと効率的な人材育成		
<p>■ 総合計画の政策体系に対応した組織機構の見直しを実施し、市役所内の組織間の連携を強め、必要に応じて柔軟、迅速な対応のできる有機的な組織・体制づくりを進めます。</p> <p>■ 地域の個性を伸ばし市民と一緒に真庭市の魅力を高めるため、振興局の役割や機能、配置などを市民と一緒に考えていきます。</p> <p>■ 人口の質と量の変化に対応し、業務量に見合ったマンパワーと専門性の確保、さらに財政フレームに対応した組織規模及び年齢構成バランスを検討し、市民と課題を共有していきます。定数外職員についても役割を明確化し、業務量に応じたマンパワーとして適切に定数管理を行います。</p> <p>■ 市民とともに政策を考え実現できる職員の育成に取り組みます。職員提案制度や組織横断型プロジェ</p>			<p>■ 総合計画の政策体系に対応した組織機構の見直しを実施し、市役所内の組織間の連携を強め、必要に応じて柔軟、迅速な対応のできる有機的な組織・体制づくりを進めます。</p> <p>■ 地域の個性を伸ばし市民と一緒に真庭市の魅力を高めるため、振興局の役割や機能、配置などを市民と一緒に考えていきます。</p> <p>■ 人口の質と量の変化に対応し、業務量に見合ったマンパワーと専門性の確保、さらに財政フレームに対応した組織規模及び年齢構成バランスを検討し、市民と課題を共有していきます。定数外職員についても役割を明確化し、業務量に応じたマンパワーとして適切に定数管理を行います。</p> <p>■ 市民とともに政策を考え実現できる職員の育成に取り組みます。職員提案制度や組織横断型プロジェ</p>		

現行計画			改訂案		
クト・チーム等を活用し、職員の政策能力と組織の機動性、課題解決力の向上を図ります。 ■各職員の能力や業務実績、適性等を考慮した人員配置など将来を見据えた長期的な人材育成を行います。採用、配置、昇任昇格、人材育成が連動した、戦略的な人事システムを整備し、 <b>職員の能力開発</b> を進めます。 ■事務の効率化を目的とした電子システムの導入・活用をさらに推進します。			クト・チーム等を活用し、職員の政策能力と組織の機動性、課題解決力の向上を図ります。 ■各職員の能力や業務実績、適性等を考慮した人員配置など将来を見据えた長期的な人材育成を行います。採用、配置、昇任昇格、人材育成が連動した、戦略的な人事システムを整備し、 <b>組織としての体制整備</b> を進めます。 ■事務の効率化を目的とした電子システムの導入・活用をさらに推進します。		
実施のための政策体系					
行政経営大綱			行政経営大綱	行政評価に関する基本方針	
				定員適正化計画	人材育成基本方針
				公共施設等総合管理計画	公共施設再配置方針
財政計画	予算編成方針・執行方針		財政計画		予算編成方針・執行方針